

## 9章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1 文化財の保存・活用の推進体制

伊豆の国市では、多様な人々が文化財の保存・活用に関わっている。現状の市内文化財の保存・活用推進体制を示す。

#### (1) 伊豆の国市

伊豆の国市では、文化財保護に関する事務全般を文化財課（教育委員会）の所管としている。また、文化財の活用に関連する事業を文化財課及び関係各課が実施している。

表 9-1 伊豆の国市の文化財保存・活用体制（令和4年4月現在）

部署名	主な業務内容	配属人数
文化財課（教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財に関すること</li> <li>世界遺産に関すること</li> </ul>	8名 (うち文化財の専門職員3名)
伊豆の国市郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の収集、保管、展示、調査研究</li> <li>その他に関連する事業</li> </ul>	3名 (うち文化財の専門職員1名)
韮山反射炉ガイダンスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>韮山反射炉及びガイダンスセンターに関すること</li> </ul>	7名
文化財調査室	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保管、調査研究に関すること</li> </ul>	6名 (うち文化財の専門職員1名)
観光文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興に関すること</li> <li>観光企画に関すること</li> <li>文化及び芸術の振興に関すること</li> <li>長岡総合会館・韮山文化センターの管理に関すること</li> </ul>	21名
商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興に関すること</li> <li>農地森林に関すること</li> <li>6次産業推進に関すること</li> <li>商業及び工業に関すること</li> </ul>	6名
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市政策に関すること</li> <li>土地対策に関すること</li> <li>公園緑地に関すること</li> </ul>	9名
生涯学習課（教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習に関すること</li> <li>社会教育施設の管理運営に関すること</li> </ul>	10名
学校教育課（教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育総務に関すること</li> <li>学校管理に関すること</li> <li>教育機関施設整備に関すること</li> <li>学校教育に関すること</li> </ul>	11名
幼児教育課（教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に関すること</li> <li>幼稚園・保育園の施設管理に関すること</li> </ul>	8名

## (2) 伊豆の国市文化財保護審議会

伊豆の国市文化財保護審議会では文化財の保護に関する指導及び助言、文化財の指定、計画の策定等の審議を行っている。構成員については序章4表0-2で示したとおり。

## (3) 史跡等整備調査委員会

史跡等整備調査委員会は、市内の国指定史跡の整備活用・史跡整備計画の策定及び見直し・史跡の指定に向けた調査研究を任務とする。全体的な統括と各専門部会間の調整・連絡を担う「史跡等整備調査委員会」を中心とし、「守山中世史跡群整備部会」・「韮山反射炉整備部会」・「世界遺産部会」・「韮山城跡整備部会」・「江川家資料保存活用部会」を設置している。

表9-2 伊豆の国市史跡等整備調査委員会の体制（令和4年2月現在）

委員会・部会名（対象文化財）	業務内容	委員
史跡等整備調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内史跡整備の全体的な方針の策定</li> <li>・各部会審議事項の統括</li> <li>・複数の部会にかかる整備計画等の調整</li> </ul>	委員長：家永 遵嗣 委員：今村 直樹 大友 一雄 萩原 三雄
韮山反射炉整備部会 （韮山反射炉）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理計画策定</li> <li>・発掘調査計画策定</li> <li>・調査結果検証</li> <li>・調査計画策定</li> </ul>	部会長：中山 俊介 委員：黒田 乃生 建部 恭宣 萩原 三雄 保谷 徹 鈴木 一義
世界遺産部会 （韮山反射炉）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連文書の翻刻</li> </ul>	部会長：保谷 徹 委員：今村 直樹 大友 一雄 鈴木 一義 萩原 三雄 橋本 敬之
江川家資料保存活用部会 （韮山代官江川家関係資料、韮山役所跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江川家資料収蔵保管および公開方法検討</li> <li>・施設整備方針検討</li> <li>・活用方針検討</li> </ul>	部会長：大友 一雄 委員：今村 直樹 橋本 敬之
韮山城跡整備部会 （韮山城跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形測量、遺構踏査、文献古文書調査</li> <li>・景観形成指導</li> <li>・整備計画策定</li> <li>・整備への助言、指導</li> </ul>	部会長：齋藤 慎一 委員：家永 遵嗣 竹井 英文 中井 均 望月 保宏
守山中世史跡群整備部会 （北条氏邸跡（円成寺跡）、願成就院跡、伝堀越御所跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査結果検証</li> <li>・新規発掘調査計画策定</li> <li>・発掘調査指導</li> <li>・整備計画策定</li> </ul>	部会長：家永 遵嗣 委員：尼崎 博正 高瀬 要一 萩原 三雄 藤澤 良祐

## (4) 韮山反射炉発掘調査指導委員会

韮山反射炉発掘調査指導委員会は、韮山反射炉の発掘調査を適正に実施するために設置している。

表 9-3 韮山反射炉発掘調査指導委員会の体制（令和4年2月現在）

委員会名（対象文化財）	業務内容	委員
韮山反射炉発掘調査指導委員会 （韮山反射炉）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韮山反射炉の発掘調査の実施に関すること。</li> <li>・ 韮山反射炉の発掘調査の現地での指導に関すること。</li> <li>・ 韮山反射炉に関する出土文化財等の学術的評価に関すること。</li> <li>・ 韮山反射炉の発掘調査に関し、教育委員会が必要と認める事項</li> </ul>	委員長：萩原 三雄 委員：堀内 秀樹 笹田 朋孝 鈴木 一義 田中 真奈子 橋本 敬之 藤澤 明 保谷 徹

## (5) 関係機関

伊豆の国市役所庁外の市内文化財に関する行政機関は以下の表のとおりである。なお、市内の観光商工関連団体・文化振興関連団体・市民組織の活動内容については、第4章1に示したとおり。

表 9-4 文化財保存・活用推進関係機関（令和4年3月現在）

機関名
<行政組織> ○文化庁 ○静岡県 ・文化財課 ・富士山世界遺産課
<世界文化遺産関係組織> ○「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会 ・「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の資産が所在する自治体 ・オブザーバー 内閣官房、九州経済産業局、九州地方整備局、下関市、田川市、飯塚市、唐津市 ○一般社団法人世界文化遺産地域連携会議 ・世界文化遺産を所有する自治体 ・有識者 ○明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会 ○一般財団法人産業遺産国民会議
<民間組織> ○市内観光商工関連団体 ・一般社団法人伊豆の国市観光協会 ・伊豆の国市商工会 ・伊豆の国市建設業協会 ○市内文化振興関連団体 ・公益財団法人江川文庫

○市民組織

- ・伊豆の国歴史ガイドの会
- ・伊豆の国外国語ガイドの会
- ・伊豆の国市文化協会
- ・NPO法人伊豆学研究会
- ・NPO法人韮山城を復元する会
- ・韮山反射炉を愛する会
- ・火起こし隊
- ・大仁考古学研究会

## 2 体制整備の方針・方策

市内文化財の保存・活用の体制の現状をふまえ、第6章1・2において設定した基本理念及び基本方針のもと、体制整備の方針を次のように設定する。

### (1) 行政における保存・活用施策の対応力強化

伊豆の国市の行政における歴史文化に関する施策、文化財の保存・活用にかかる事業等は、文化財・観光・商業・都市計画の各担当課を中心に進められている。

第2章3節で述べたように、各時代にわたる豊富な文化財を持つ伊豆の国市では、それら文化財の保存管理のみならず、その正しい認識の市民への浸透やそれらに親しむ環境づくり、情報発信、また対外的アピールと観光面との連携などが課題となっており、それらの施策対応が市民からも望まれている。

これらの課題に対応するためには、まずは文化財課・観光文化課をはじめとする文化部門、商工課をはじめとする産業部門、学校教育課等の教育部門等、行政の各部門がそれぞれに対応すべき事項を施策化し、事業を推進していく。事業の実施の際は市民の声を聞き、市民や専門家の協力を得ながら効果的な展開に努める。

また、各部門が相互に連携し、複合的効果を生む施策展開を行うことが重要である。柔軟な組織編成、部門間の円滑な情報疎通、必要に応じてプロジェクトチームの組成など、体制の的確な運用を図る。3町合併の経緯から、各地区の資源に精通した職員の知識や知恵を結集し、県等との協力体制も含めて効果的な保存・活用施策を推進していく。

### (2) 市民組織・民間組織との協働

貴重な歴史文化資源が多数集積する伊豆の国市では、行政の力だけでそれらの保存・活用を行うことは、財政力からみても困難である。一方、関係する市民組織、民間組織がそれぞれに活動を行っているが、必ずしも相互に連携したものにはなっていない。

したがって、行政と市民組織・民間組織が互いに連携し、各々の独自性、専門性を活かしながら役割を分担しつつ協力する「協働」の体制を構築し、相乗効果を高めていく。

この協働の前提として、関係組織間で情報を共有できる仕組みを整え、本計画に示す基本理念・基本方針の共通の理解の上で協力・分担して活動を進めることとする。

これらの連携・協働を円滑に進めるために、歴史文化資源の保存・活用に関する協議会組織の設置も検討する。

### (3) 学術専門機関の有効活用

市内の歴史文化資源には、まだ未解明の事項も多く、継続的・専門的な調査・研究が必要であり、その意味でも大学をはじめとする学術研究機関との連携、有効活用が必要である。

これまでの関わりの実績も踏まえて、特定の機関との提携関係を構築、強化するとともに、調査・研究面だけでなくそれら機関の研究者をアドバイザーとして、市行政や市民組織・民間組織

の活動への助言や指導を受ける体制を整える。

また、市民組織や民間組織のみならず一般市民も専門家から知識を学び指導を受けられる場や支援の仕組みをつくる一方、市民の中からも指導者となる人材を育成していく体制を整える。

同時に、周辺地域や広域的な、市民レベルや民間も含めた歴史文化組織等との連携も強化し、様々な角度から調査・研究・学習等の活動が掘り下げられる体制づくりも進めていく。

これらの活動の拠点となる博物館等の施設整備についても、上記体制の中でそのあり方や運営方法も含めて検討していく。

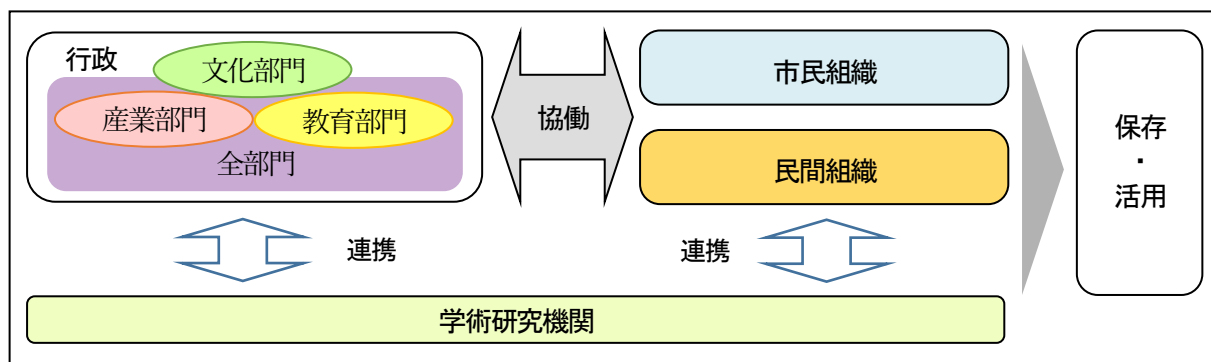


図 9-1 保存・活用の体制整備概念図